

## (会議結果概要)

## 平成26年度第2回野洲市総合計画外部評価委員会 会議結果概要

日 時 : 平成26年8月18日(月)午後2時30分～5時00分

場 所 : 野洲市役所 本館3階 第2委員会室

出席委員 : 7名

(兵藤委員長、板倉委員、田中委員、豊田委員、中野委員、西川委員、松並委員)

## 議 事

- ・前回委員会結果の確認、評価(事業ヒアリング)の流れ、評価の留意点について
- ・外部評価事業ヒアリング・意見交換

## 評価(事業ヒアリング)の流れ、評価の留意点の確認

- ・現在進行中の3事業について、事業寄り添い型の評価として実施
- ・事業ヒアリングは年度を通じて、当初(今回)、中間、最終の年3回を予定それぞれの評価時点では以下に留意願う。
  - 当初 …… 取り組みの把握、事業目的・目標の確認
  - 中間 …… 事業進捗・事業効果の確認、課題の抽出
  - 最終 …… 事業への提言、所見、効果測定など事業成果の評価
- ・評価の留意点
 

委員会では主に事業の方向性、事業への取り組み手法、事業の成果、予算の適正さなどを評価する。行政の気づかない側面などについて、事業担当職員と自由な意見交換のできる評価の場とする。

## 外部評価事業ヒアリング・意見交換の概要

- ① 事業通番 6 学校教育の充実を図るための支援体制の整備  
特別支援教育の充実と生徒指導の充実  
(教育委員会 学校教育課・ふれあい教育相談センター)

## 事業概要

障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を進め、学校教育の充実を図るため、特別支援教育担当の割愛教員の配置や小学校における特別支援教育支援員の重点配置を行う。

不登校児童・生徒への支援を図るため、心のオアシス相談員の重点配置により、校内における支援体制を充実する。

## &lt;主な意見&gt; (○委員、→市回答)

- 小学校で学年が上ると不登校やその他の問題が増えるという傾向はあるか。
  - 小学校と中学校では大きな変化はあるが、小学校の中での差は見受けられない。
- 巡回相談員、専門家チームの派遣事業の成果の現場へのフィードバックはどうか。
  - 専門家チームの助言は現場で活用しているが、成果を統計的に示すことは難しい。
- 「心のオアシス相談員」の人員が今年度から減少しているが、影響はどうか。
  - 国の緊急雇用創出事業(補助事業)の終了に伴い、今年度は25年度の2/3程度の人員で対応している。厚みのある支援をするため人員、人材の確保に努めたい。

## (会議結果概要)

### ②事業通番 29 災害時要援護者の把握と対象者情報の共有化 (健康福祉部 社会福祉課)

#### 事業概要

災害時において、要援護者が迅速かつ安全に避難できるよう、地域における住民相互の支え合いの精神を活かしたしくみを構築し、必要な情報の共有化を図る。

市民や自治会等に取り組みの必要性を周知し、対象者には災害時要援護者登録および避難支援個別計画書の作成を呼び掛ける。災害時に要援護者の避難支援ができるよう、行政関係、民生委員児童委員、自治会長、避難支援者が必要な情報の共有化を図る。

#### <主な意見> (○委員、→市回答)

- 地域や自治会による共助への認識が重要である。主役は自治会であることを積極的に呼びかけていくべきである。
- 災害時要援護者台帳の登録対象人数は7,033人で、実際の登録者は105人と登録率が低い。市ではどう捉えているのか。
  - 自治会長、民生委員の負担が大きいため、地域で無理なく継続して取り組める制度として拡充していきたい。この制度に登録していないが、すでに自治会独自の支援体制を構築している地域もある。民生委員役員会、自治連合会等に周知を図り、取り組む自治会が増えることを期待している。
- 各自治会の要援護の情報ほどのような段階・方法で市から自治会へ提供するのか。
  - この登録制度による情報提供は自治会での個別計画の策定が前提である。災害時に地域で要援護者を助けるという仕組みであるため、まずは自治会の取り組みへの参画が必要である。現在の運用は5自治会である。

### ③事業通番 36 商工業振興指針具現化事業（環境経済部 商工観光課）

#### 事業概要

商工業の活性化・まちの賑わいづくりを進めるため、事業者、市民、行政がそれぞれの役割を果たしながら協働連携する仕組み作りを行う。商工業振興指針を定め、具体的な10事業をおおむね5年間で実行する。10事業を3年～5年以内に軌道に乗せるために、関連する事業を「地域資源でおもてなし発信」、「自然の魅力を活用」、「ビジネスチャンスの発掘」の3グループに分け、取り組みを進める。

#### <主な意見> (○委員、→市回答)

- 指針で定める10事業と実施済み事業の「大人のまちあそび」、「野洲まちバル」との位置付け、予算などの関連はどうなっているのか。
  - 指針で定める10事業は取り組みの主な概要を示したもので、実施した2事業はそれを具現化した事業である。指針の10事業の傘下に各具体事業がある構造となっている。事業の実施主体はボランティア団体、民間事業者等であるため、各事業に関する市の負担は原則として発生しない。ただし、事業全体のコーディネートについては、国の緊急雇用創出事業を活用した人材により実施した。